第２章 全体構想

２－１ 都市づくりの基本理念、将来都市像

2-1-1 都市づくりの理念

(1) 基本理念の考え方

「都市計画法」、本計画の上位計画である「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「あいちビジョン2020」、「東三河振興ビジョン」および「第6次豊川市総合計画」における都市づくりの理念や基本方針をふまえ、今後の都市づくり課題への対応を見据えた集約型都市構造の構築を目指し、豊かな自然と歴史あふれる本市の特性を活かしながら、本市が魅力あるまちとして今後も持続的に成長し続けていくことができるよう、都市づくりの理念を設定します。

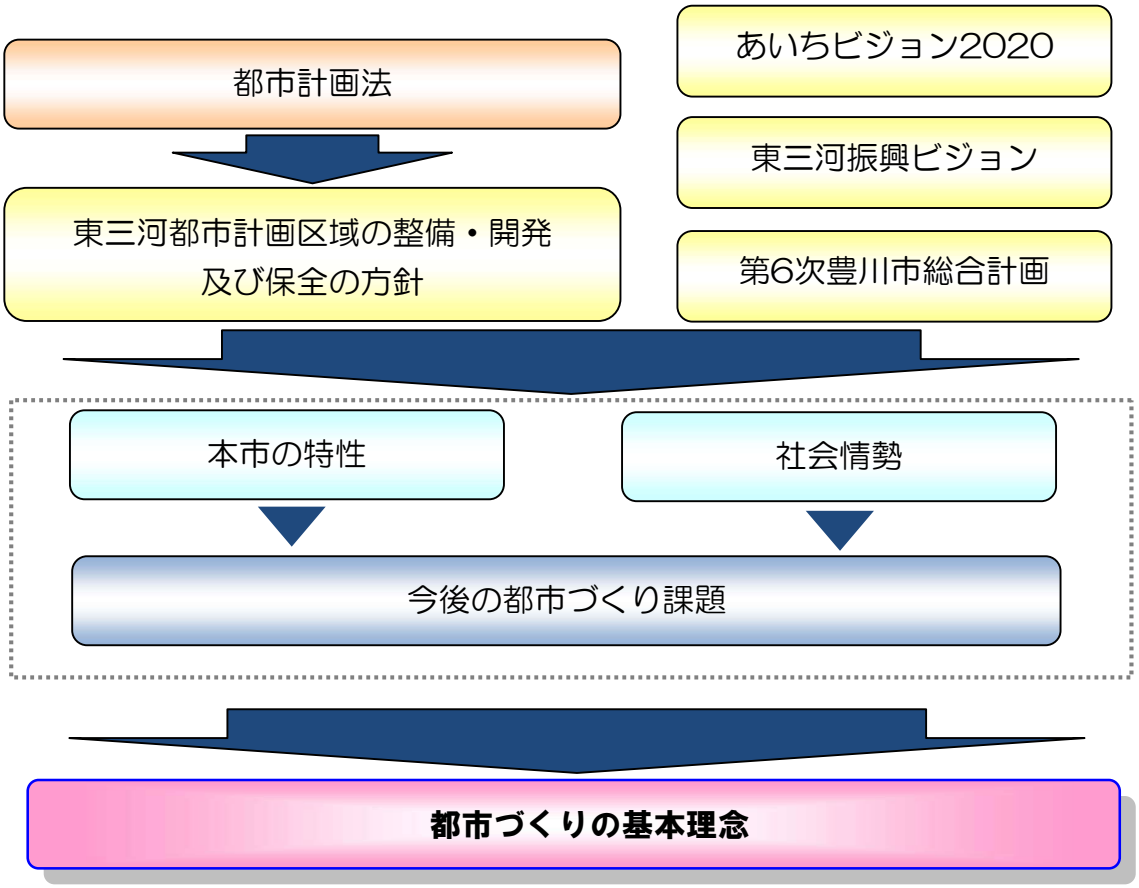

図　都市づくりの基本理念の考え方

(2) 都市づくりの基本理念

本市は古くから政治、経済、文化の中心として、また、交通の要衝の地として栄えてきました。また、山ろくには森林、河川沿いには田畑や桜並木など、水と緑にあふれています。これらは、先人から引き継いだ大切な資産であり、積極的な保全に努め、次世代に継承する必要があります。

さらに、本市の都市づくりとしては、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感でき、安全に、安心して住み続けたくなるような快適な生活環境の確保を図るとともに、工業、商業、農業の振興や、中心市街地など商店街の活性化などにより、個性あふれるにぎわいを創出することが必要となります。

以上のことから、本市の豊かな歴史・文化的資源や自然環境の保全と活用（豊かな歴史・文化的資源の保全と活用）を図り、生活の安心や快適性の確保や調和（水と緑に映える快適な生活圏の形成）に努めます。また、各地域が連携を図ることで、それぞれの魅力を引き出し（生活圏相互の連携）、都市と自然が共存した魅力ある住みよい、持続発展可能な都市づくり（一体的で豊かな都市づくり）を進めます。

＜都市づくりの基本理念＞
豊かな歴史・文化的資源の保全・活用と、水と緑に映える快適な生活圏の形成および生活圏相互の連携による、一体的でゆたかな都市づくりを進める

2-1-2 将来都市像

都市づくりの基本理念をふまえ、豊かな歴史・文化と自然環境を次世代に継承し、さらに安全で快適で、活気あるにぎやかなまちを実現するため、将来都市像を次のように定めます。

将来都市像
歴史・文化が息づく　自然豊かで快適な持続発展都市　とよかわ

２－２ 都市づくりの目標

2-2-1 都市づくりの目標

本市における今後の都市づくり課題への対応をふまえて、都市づくりの方向性を整理し、都市づくりの基本理念や将来都市像をもとに本市の都市づくりの目標を導き出します。

(1) とよかわを形づくる生活圏ごとに様々な機能がコンパクトにまとまった都市づくり

少子高齢化の進行に対応して、日常生活に必要な機能が生活圏の中心（拠点）や住まいの身近に確保され、自動車に過度に頼らなくても歩いて暮らしやすいコンパクトにまとまった生活圏の形成を目指します。

また、各生活圏や拠点が多様な交通手段により連携・補完することで、各地域の特性や特色を活かしながら、それぞれの魅力を引き出す生活圏の形成を目指します。

●施策の方向性

- 中心拠点や地域拠点における公共交通結節機能の強化、商業・業務機能をはじめとする都市機能の維持・活用や集積強化を図るとともに、バリアフリー化などによる歩いて暮らしやすい拠点づくりを進めます。
- 既存の医療・福祉施設や店舗などの維持・活用、立地誘導などにより、拠点を中心に日常生活に必要な機能が身近に確保された生活圏の形成を図ります。
- 立地適正化計画の策定などを通じ、利便性の高い地域へのゆるやかな居住の誘導を図ります。
- 中心拠点や地域拠点を結ぶ市内の交通ネットワークの整備を進めます。

●施策の展開イメージ

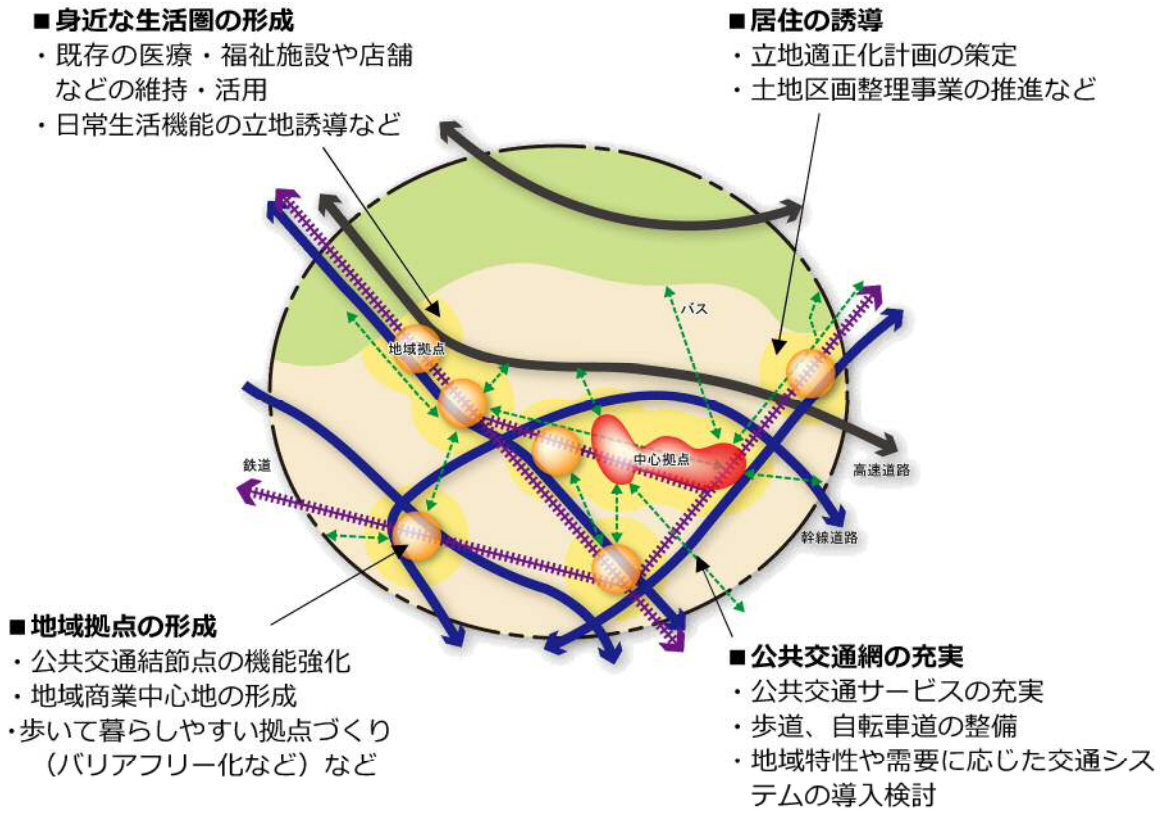

(2) 多様な産業が集積、連携し、多彩な交流が育まれる都市づくり

工業・物流機能を中心とした産業機能の集積強化、それを支える産業用地や交通基盤の確保を図るとともに、本市の資産である豊かな歴史・文化的資源や自然環境を活かした多彩な交流を育むことで、将来にわたって都市の活力やにぎわいを創出し続け、社会経済情勢に左右されず力強さを持続していくことを目指します。

●施策の方向性

- 幹線道路ネットワークの形成・充実により、円滑な人の移動や物流を確保し、交流や産業活動を支える軸の形成を図ります。
- 内陸部における新たな工業地の形成や臨海部の既存工業団地における産業機能の集積強化を図ります。
- 中心市街地の活性化、集客や雇用を生み出す新たなにぎわいづくりを進めます。
- 主な歴史・文化的資源や観光資源の保全・再生、スポーツイベントの開催などにより、市内外からの交流人口の拡大を図ります。

●施策の展開イメージ

■歴史と文化を活かした交流の促進
・主な歴史・文化的資源の保全・再生およびこれら資源の連携強化

■活力産業エリア（内陸型）の形成
・新たな工業地の開発

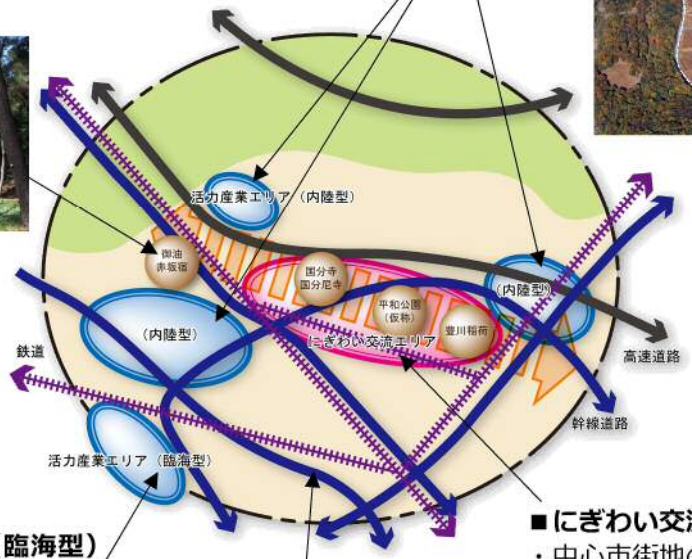

■活力産業エリア（臨海型）の形成
・既存工業団地における企業誘致の促進（支援メニューの充実）

■幹線道路ネットワークの形成・充実

■にぎわい交流エリアの形成
・中心市街地の活性化
・集客や雇用を生み出す新たなにぎわいづくり

(3) 市民がいつまでも安全で安心して、暮らし続けることができる都市づくり

災害に強い市街地の形成や地域住民と力をあわせた防災力の強化などにより、市民の安全な暮らしを確保するとともに、高齢者の生活環境の充実や世代間バランスのとれた定住促進によるコミュニティの維持・活性化などを進め、安心・快適な暮らしの確保を目指します。

●施策の方向性

- 地域住民との協働により防災性の向上を図ります。
- 高齢化の進む郊外部の住宅団地や集落地などでは地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、地域拠点へのアクセス交通の確保・維持を図ります。
- 土砂災害などの自然災害に対し安全な区域へのゆるやかな居住の誘導を図ります。
- 土地区画整理事業などの推進により安全で快適な居住空間を確保します。
- 歩道などの整備、住宅地の交通基盤整備など、通学路の安全確保や通過交通の排除を進めます。
- 市街地における雨水排水対策や公共下水道整備など、計画的な都市基盤施設の整備を進めます。

●施策の展開イメージ

■地域住民との協働による防災性の向上
・まちづくり協議会の活動支援

■地域コミュニティの維持・活性化
・若年世代をはじめ様々な世代の住み替え促進
・三世代居住の促進

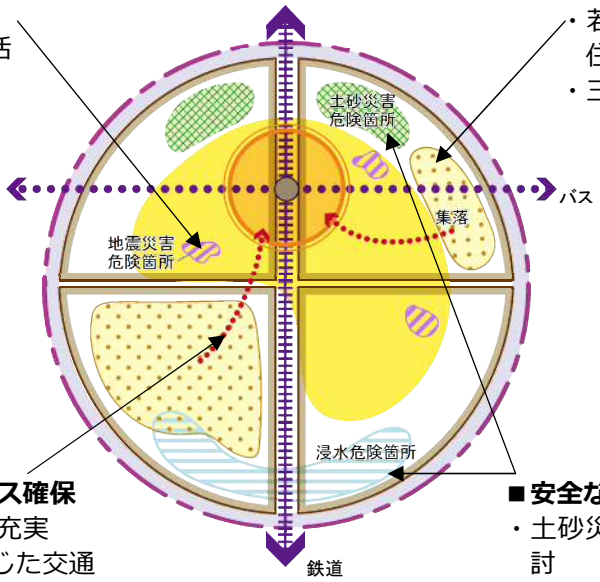

■地域拠点へのアクセス確保
・公共交通サービスの充実
・地域特性や需要に応じた交通システムの導入検討

■安全な区域へのゆるやかな居住誘導
・土砂災害警戒区域などの指定追加検討
・土地区画整理事業などの推進
・各ハザード区域の周知徹底

(4) 山並みや田園風景、海や川を守り、都市の個性が輝く質の高い都市づくり

各地域の個性を活かしつつ、山並みや田園風景、海や川に代表される本市ならではの自然環境を守り、活かすことで、都市の個性や魅力の向上、質の高い市民生活の確保を目指します。

●施策の方向性

- 山並み・田園を望む眺望景観の保全・育成、各地域の特徴を活かした景観まちづくりなど、地域の個性や魅力を伸ばす景観形成を進めます。
- 市街地内の緑地保全・緑化の促進、都市農業の振興、良好な市街地景観の形成などにより、市街地環境の質的向上を図ります。
- 道路（歩道）や河川を活用して水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 環境にやさしい公共交通への転換促進や再生可能エネルギーの普及啓発と導入支援などにより、環境負荷の低減を図ります。

●施策の展開イメージ

図　都市づくりの目標抽出フロー

将来都市像

歴史・文化が息づく　自然豊かで快適な持続発展都市　とよかわ

視点①　都市構造	視点②　都市活力	視点③　市民生活	視点④　都市環境
機能集約、公共交通体系の確立	産業振興、交流拡大	コミュニティ維持、安全・安心	個性・魅力、自然環境

【都市づくりの課題】

■人口および都市機能の適正な配置・誘導
・人口の適正な配置・誘導を図っていくことが必要
・商業、医療・福祉、公共施設などの都市機能の適正な誘導を図っていくことが必要

■公共交通網の維持・形成
・都市機能に容易にアクセスすることができる公共交通網の維持・形成を図っていくことが必要

■日常生活圏の再構築
・地域コミュニティを維持していくとともに、自動車への過度な依存を抑えつつ、高齢者や子育て世代の誰もが日常的な生活サービスを便利に享受できるような生活圏を再構築していくことが必要

■工業・物流機能の充実・集積強化
・都市の活力を維持していくためには、産業エリアにおける工業・物流機能の充実・集積強化を図っていくことが必要

■第3次産業の集積強化
・工業・物流機能に加え、商業・業務機能やサービス業をはじめとする第3次産業の積極的な誘導を図っていくことが必要

■観光・文化、スポーツイベントなどの交流拡大による地域活性化
・地域の活力を維持するには、地域の様々な歴史・観光資源や、文化、スポーツイベントなどによる交流人口の拡大を図ることが必要

■就労世代の定住促進と地域コミュニティの維持・活性化
・子育て世代や就労世代を中心とした転出人口の抑制と定住促進を図っていくことが必要
・同時に、高齢化の進む地区などでは、世代間バランスのとれた定住を進めコミュニティの維持・活性化を図っていくことが必要

■災害に対する安全・安心の確保
・災害危険性の高い地区では、地域住民と協働して防災性の向上を図ることが必要
・高齢者人口割合が高い地区では、ソフト的な対策も含めた総合的な防災対策に取り組むことが必要
・基盤未整備地区や低未利用地の改善・解消を図ることが必要

■良好な農地、山林の保全と生活環境の維持・向上
・居住や都市機能の分散化を抑制し、農地や山林などの保全や活用を図るとともに、自然的資源や歴史・文化的資源を活かした美しい景観づくりが必要
・引き続き、身近な公園・緑地の維持・保全や水辺空間の整備・活用、歴史的な緑の保全などを図ることが必要

■自動車に過度に依存しない環境負荷の小さいまちの形成
・都市や拠点の一体性・連携強化と環境負荷の低減の観点から、将来にわたって持続可能な公共交通網の形成を図っていくことが必要

【施策の方向性】

■地域拠点の形成 ■居住の誘導 ■身近な生活圏の形成 ■公共交通網の充実　など	■活力産業エリアの形成 ■にぎわい交流エリアの形成 ■歴史と文化を活かした交流づくり ■幹線道路ネットワークの形成・充実　など	■地域住民との協働による防災性の向上 ■地域コミュニティの維持・活性化 ■地域拠点へのアクセス確保 ■安全な区域へのゆるやかな居住誘導　など	■農地・山林の保全 ■地域の個性や魅力を伸ばす景観形成 ■市街地環境の質的向上 ■水と緑のネットワークの形成 ■環境への負荷の低減 ■過度な自動車依存の抑制　など

都市づくりの目標

とよかわを形づくる生活圏ごとに様々な機能がコンパクトにまとまった都市づくり	多様な産業が集積、連携し、多彩な交流が育まれる都市づくり	市民がいつまでも安全で安心して、暮らし続けることができる都市づくり	山並みや田園風景、海や川を守り、都市の個性が輝く質の高い都市づくり

２－３ 人口および市街地の将来見通し

人口および市街地の将来見通しについては、第6次豊川市総合計画と豊川市人口ビジョン（平成28年3月策定）の目標値と整合させ、人口減少の抑制を目指す目標として定めます。

2-3-1 人口の将来見通し

(1) 人口の推計

平成22年（国勢調査）時点の総人口は181,928人となっており、本市では、平成20年12月の183,259人をピークに減少傾向となっています。

将来人口は、豊川市人口ビジョンの推計値を用います。

※平成20年12月の総人口は、愛知県公表の数値です。（豊川市、小坂井町の数値の合算です。）

表　将来人口の推移　　単位：人

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年
人 口	176,698	181,444	181,928	181,031	179,452	177,122	174,348

※平成 22 年までは国勢調査実績値

※参考：平成 27 年国勢調査人口（確定値）　182,436 人

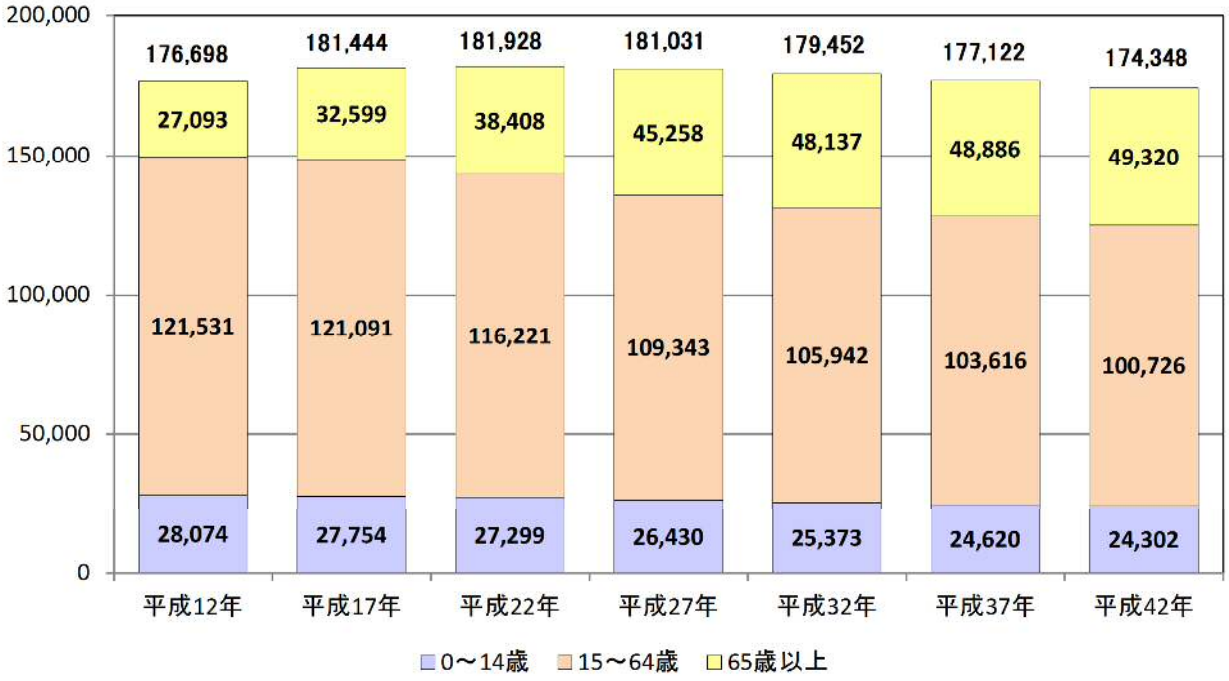

図　将来人口の推移

2-3-2 市街地の将来見通し

(1) 住宅地

本市では、平成20年をピークとして、人口が減少に転じ、今後もその傾向が続くことが見込まれています。そこで、今後は、現在の市街化区域を優先に人口定着を図ることを原則とし、低未利用地の多くみられる地区や鉄道駅周辺など生活利便性が高く、自然災害に対する危険性が低い地区などでの居住の促進により、コンパクトにまとまった住宅地の形成を図ります。また、豊かな自然に囲まれた特性を活かし、生活利便性が高い地域での居住の促進とあわせ、豊かな自然に囲まれた地域でのゆとりある住宅地の形成を図ります。

ただし、今後も増加が見込まれる世帯数見通しやそれに対応した住宅地の供給の必要性、政策的にコンパクトで一体的な市街地形成を図る必要性が高まる場合などには、既存ストックが活用できる市街化区域縁辺部や鉄道駅周辺を中心に新たな市街化区域への編入を検討します。

(2) 工業地

工業地については、平成32年の製造品出荷額などから必要とされる土地の増分に対して、約37haの工業地が不足する見通しとなっており、広域交通体系へのアクセス利便性に優れる区域などを中心に、不足する規模に対応した市街地の形成を図ります。

(3) 商業地

商業地については、平成32年の商品販売額が低下する見込みとなることから、新たな市街地の拡大は原則行わず、中心拠点や地域拠点をはじめ、既存ストックの活用が可能で誰もがアクセスしやすい区域などを中心に、商業機能の充実・集積強化を図ります。

２－４ 将来都市構造

2-4-1 将来都市構造の考え方

都市づくりの理念、将来都市像、都市づくりの目標の実現に向けての考え方や視点をふまえ、本市の将来の空間的、概念的な将来の骨格を「将来都市構造」として示します。

(1) 求められる都市構造の方向性

本市の人口はゆるやかな下降線をたどることが予測されます。人口減少社会を迎えるなか、市街地において整備された都市基盤を十分に活用し、都市経営コストや環境負荷を抑える効率的な都市基盤の確保が必要となります。さらに、既存の都市基盤の活用に加え、その機能の充実や連携を図ることで、身近な生活圏で快適に暮らせるまちづくり、多彩な交流によるにぎわいある都市づくりを目指します。

平成18年2月の旧一宮町との合併に始まった旧宝飯郡各町との合併は、平成22年2月の旧小坂井町との合併により完結し、本市は東三河北部とのつながりがさらに増したほか、東名高速道路豊川ＩＣ・音羽蒲郡ＩＣをはじめとした交通結節点が集中するなど、東三河地方の中核を担う都市となりました。合併の結果、市域も大きく拡大し、豊かな自然環境と各地域における伝統･文化を持つことになった本市は、さらなる飛躍の可能性を秘めています。しかしながら、市域内の都市基盤整備に不均衡が見られるなど、都市計画の分野では集積と連携を推し進め、持続的な発展を目指していかなければなりません。

(2) 本市の目指すべき将来都市構造

集約型の都市構造を目指す本市においては、都市と自然とが健全に調和し秩序ある土地利用を促進するため、市域を構成する基盤となるゾーンを設定します。

その上で、中心拠点や各地域の鉄道駅などを中心とした地域拠点への都市機能の集積による拠点の形成に加え、拠点間の交流を重視し、都市活動の活発化と市民交流を円滑にする軸（道路、鉄道、バス路線）を配置します。

これにより、市民生活の利便性向上を図るとともに、市内はもとより広域からも多くの人が訪れ、市民交流を一層緊密にし、まちのにぎわいを創出します。

また、山・川・海と多彩な自然環境と優良な農地を適正に保全し、市民生活に憩いとうるおいを与える資源として活用していくために、緑の拠点と主要な河川による環境軸を配置します。

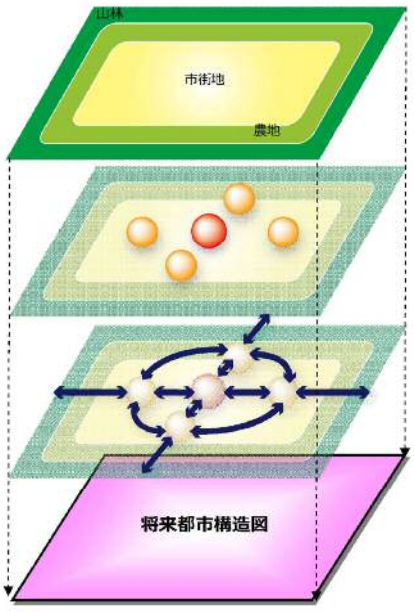

都市と自然とが健全に調和し秩序ある土地利用を促進し、市域を構成する基盤となる**「ゾーン」**

過度な自動車依存の抑制や生活利便性の維持向上のために、地域ごとの特性に応じて都市機能や生活機能を集積・集約化する**「拠点」**

拠点へのアクセス性を高めるとともに、各々の拠点における都市機能等を補完し、連携を図るために、拠点相互や他都市を結ぶ**「軸」**

2-4-2 ゾーンの設定

居住や都市機能の分散立地を抑制し、都市構造の集約化を推し進めるためのゾーンを以下のとおり位置づけます。

(1) 市街地ゾーン

居住や都市機能の分散立地の抑制や市街地形成の実現性を高めるため、既存の市街化区域を中心とした区域を「市街地ゾーン」として位置づけ、居住や都市機能の集積強化・集約化を推進します。

市街地ゾーン（住居系）では、中心拠点や地域拠点の形成を図るとともに、当該地区および周辺での人口集積や徒歩、自転車、公共交通などでのアクセス利便性を高めることで、自家用車に過度に頼らず暮らしやすい生活圏の形成を図ります。

市街地ゾーン（産業系）では、周辺の自然環境や住宅地の居住環境との調和に配慮しながら、工業生産や物流機能の充実を図ります。

(2) 自然環境共生ゾーン

市街地ゾーンを取り巻くように広がる農地や山林については、農業振興や自然環境・生態系の維持・保全、良好な都市景観形成の観点に加え、防災上も重要な役割を果たしているため、既存の市街化調整区域を中心とした区域を「自然環境共生ゾーン」として位置づけ、その保全・活用を図ります。

また、当該ゾーン内に点在する既存集落地については、現在の土地利用を基本としながら、周辺の自然環境と調和したゆとりある居住環境の維持や地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

(3) 新たな産業集積ゾーン

広域交通体系や既存の工業地へのアクセス利便性に優れる地区を「新たな産業集積ゾーン」として位置づけ、本市の産業振興や雇用の場の創出に資する新たな産業系市街地の形成を検討します。

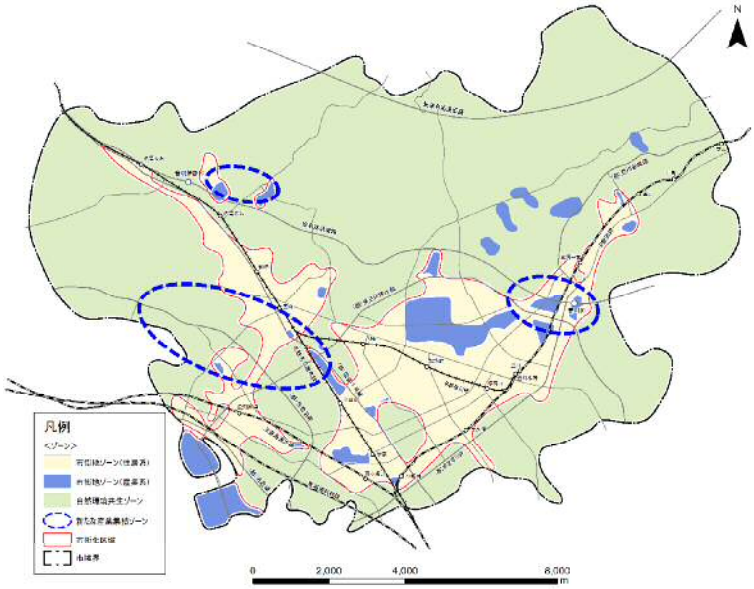

図　ゾーン配置

2-4-3 拠点と軸の構造

都市構造の集約化と市民の生活利便性の向上、市内外からの交流の促進によるにぎわい･活力づくりを図る拠点と軸を以下のとおり位置づけます。特に、集約型の都市構造の実現に向けては、各拠点の機能強化とともに、各拠点間連携の強化が重要となります。

(1) 中心拠点

市域全域および広域からのアクセス利便性に優れ、既に都市機能が多数立地しており、市の政策からも将来に渡って本市の中心にふさわしい豊川地区、諏訪地区および両地区を結ぶ中央通地区の 3 地区を一体的に捉えた中心市街地を「中心拠点」として位置づけ、市内外からの利用を想定する広域的な都市機能の誘導または維持を図ります。

(2) 地域拠点

公共交通によるアクセス性に優れ、身近な日常生活圏の中核となる地区である、名鉄国府駅を中心とした国府地区、名鉄八幡駅周辺の市民病院を含む八幡地区、ＪＲ三河一宮駅を中心とした一宮地区、名鉄名電赤坂駅および音羽支所を包含した音羽地区、ＪＲ愛知御津駅を中心とし御津支所を含む御津地区、名鉄伊奈駅、ＪＲ西小坂井駅、ＪＲ小坂井駅のそれぞれの駅を包含し、小坂井支所を含む小坂井地区を「地域拠点」として位置づけます。

これら拠点では、役割分担の観点から、公共交通などによる拠点間の連携・補完を図り、市全体で市民生活に必要な機能を充足します。

名古屋、豊橋方面への玄関口であり、公共交通の利便性に優れる国府地区では、商業、医療などの日常生活に必要な都市機能に加え、バリアフリー化などによる交通結節機能の強化を図ることで、中心拠点および八幡地区と一体となって、交流による地域のにぎわいづくりを進めます。

市民病院が立地し、公共交通の利便性にも優れる八幡地区では、日常生活に必要な都市機能に加え、既存の医療機能を核にしながら、商業、文化、交流、福祉機能などの多様な都市機能の集積を高めることで、中心拠点の機能を補完し、交流による地域のにぎわいづくりを進めます。

ＪＲ三河一宮駅を中心とした一宮地区では、日常生活に必要な商業、医療などの都市機能のうち本圏域人口により成立する都市機能を中心に誘導を図るとともに、幹線道路沿道における都市機能の集積を活かし、生活利便性の維持・向上を図ります。

名鉄名電赤坂駅および音羽支所を包含した音羽地区では、日常生活に必要な商業、医療などの都市機能のうち本圏域人口により成立する都市機能を中心に誘導を図るとともに、周辺に多く立地する歴史・文化的資源を活かしながら多様な交流づくりを進めます。

ＪＲ愛知御津駅を中心とし御津支所を含む御津地区では、日常生活に必要な商業、医療などの都市機能のうち本圏域人口により成立する都市機能を中心に誘導を図るとともに、御津山をはじめ周辺に残る貴重な自然的資源を活かした交流づくりを進めます。

名鉄伊奈駅、ＪＲ西小坂井駅、ＪＲ小坂井駅のそれぞれの駅を包含し、小坂井支所を含む小坂井地区では、日常生活に必要な商業、医療などの都市機能のうち本圏域人口により成立する都市機能を中心に誘導を図るとともに、鉄道3駅に近接する交通利便性を活かしたにぎわいづくりを進めます。

(3) 広域幹線軸

本市と他都市を結んで広域的ネットワークを形成する高速道路や国道などを広域幹線軸として位置づけ、大量で広域的な交通を円滑に処理することで、都市間交流を促進して都市のにぎわいや活力を引き出すとともに、下位路線への不要な交通の進入を軽減します。

(4) 地域幹線軸

各拠点間や隣接する都市を結んで地域間の交流を促進する幹線道路を地域幹線軸として位置づけ、拠点へのアクセス性や地域間の連携を強化することで、都市のにぎわいを高めるとともに、市民生活の利便性を向上させます。

(5) 広域公共交通軸

本市と他都市を結んで広域的ネットワークを形成する鉄道や路線バスを広域公共交通軸として位置づけ、広域的な移動の役割を担うことで、都市間交流を促進して都市のにぎわいや活力を引き出します。

(6) 幹線公共交通軸

市内の拠点相互や交通結節点、主要施設を結ぶコミュニティバス（基幹路線）を幹線公共交通軸として位置づけ、拠点へのアクセス性や地域間の連携を強化することで、都市のにぎわいを高めるとともに、市民生活の利便性を向上させます。

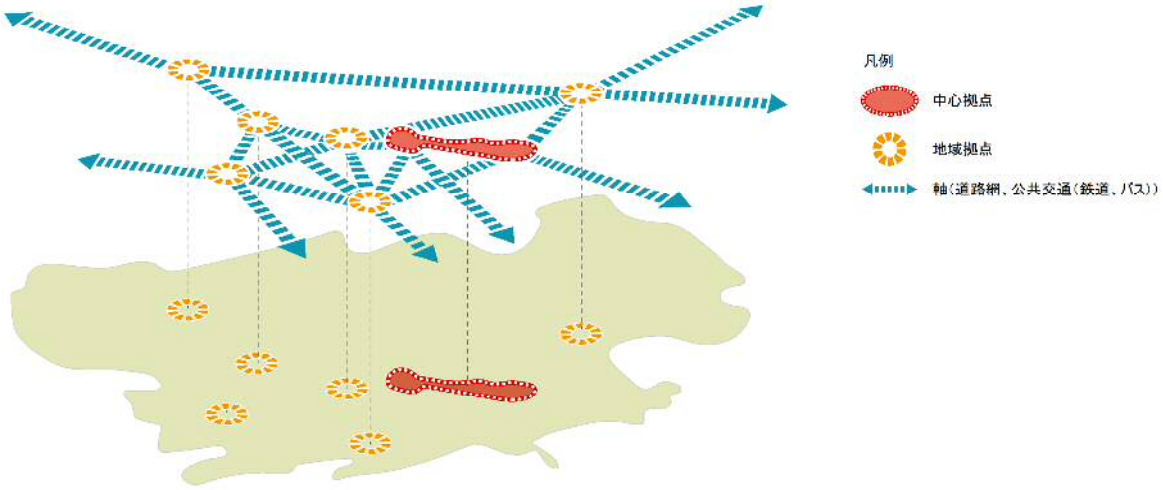

図　拠点と軸のイメージ

（出典：第6次豊川市総合計画）

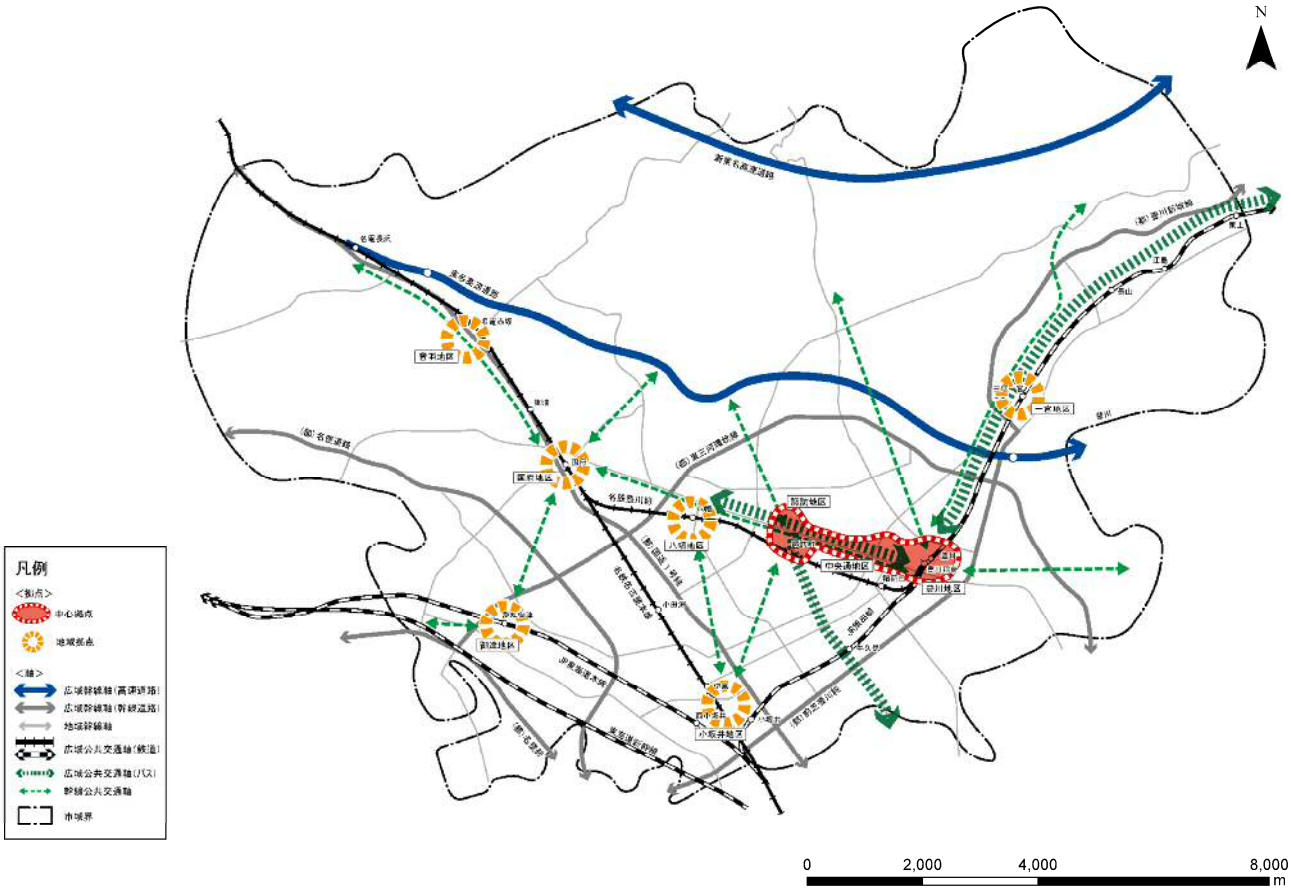
N
凡例
<拠点>
中心拠点
地域拠点
<軸>
広域幹線軸（高規格道路）
広域幹線軸（幹線道路）
地域幹線軸
広域公共交通軸（鉄道）
広域公共交通軸（バス）
幹線公共交通軸
市域界
0
2,000
4,000
8,000
m

図　拠点と軸の構造

2-4-4 水と緑の構造

市民生活に憩いやうるおいを与え、貴重な資源でもある本市の豊かな自然の保全を図る拠点や軸を以下のとおり位置づけます。

(1) 緑の拠点

大規模公園である東三河ふるさと公園や、都市基幹公園である豊川公園、赤塚山公園など、本市を代表する緑地を緑の拠点として位置づけます。

(2) 環境軸（河川）

市街地を通過し、本市を代表する親水空間である佐奈川・音羽川および本市の外延を構成する豊川および豊川放水路を環境軸として位置づけます。

(3) 三河湾

市民や来訪者が身近に海と親しみ、ふれあうことができる場として三河湾を位置づけます。

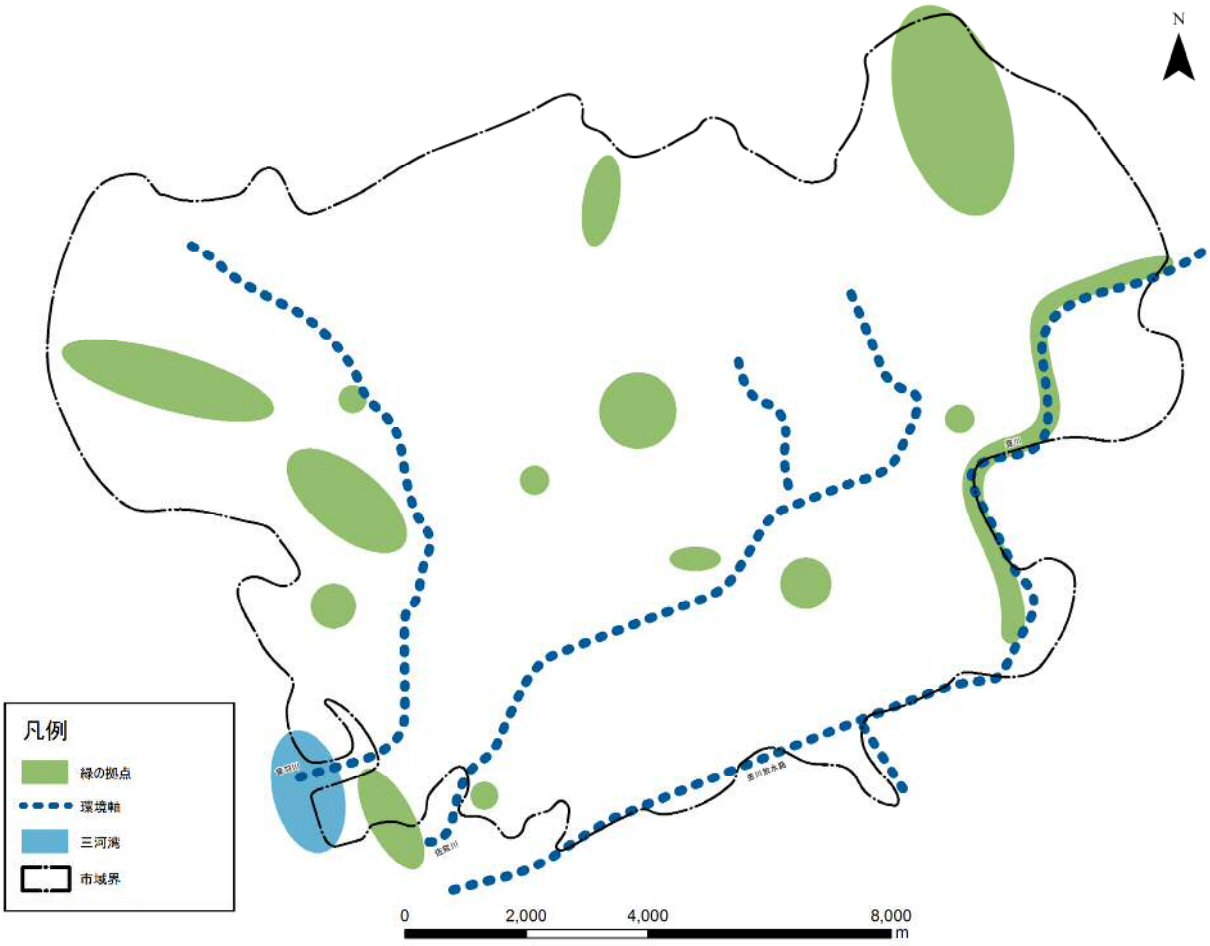

図　水と緑の構造

2-4-5 将来都市構造

以上の各要素を統合し、将来都市構造とします。

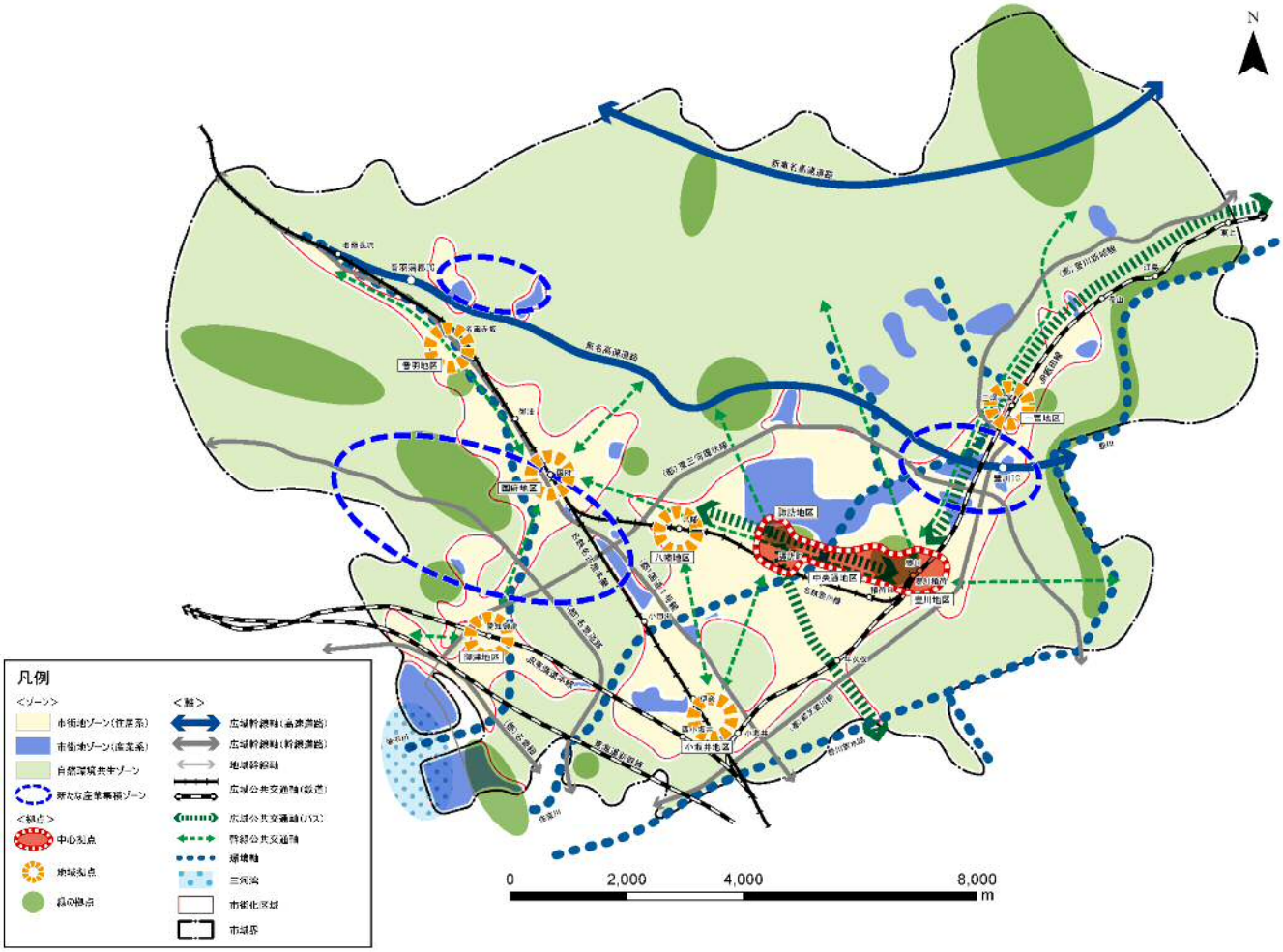

図　将来都市構造

２－５ 分野別の方針

本市における将来の都市づくりを実現するため、土地利用、都市交通、公園・緑地、市街地整備、自然環境・景観、都市防災・防犯など、その他の都市施設など、市民協働の各分野についての整備方針を設定します。

2-5-1 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

本市においては、コンパクトなまちづくりを目指すことを基本とし、将来的に住宅地や商業・業務地などの土地利用を積極的に進める区域を定めます。さらに、将来的な人口の動向や高齢社会の進行により、必要に応じた区域区分の変更を検討していくものとします。

市街化区域では、現在の用途地域を基本としながら、土地利用の方針および「豊川市用途地域の運用方針」に基づき、用途地域の見直しに関する検討を行い、土地利用の適正な規制誘導を図るものとします。

また、市街化調整区域については、本市の豊かな森林、田園風景の農用地などの保全に努める区域を定めます。

このような基本的な考え方をふまえ、土地利用の基本方針は、以下に示すとおりです。

① コンパクトなまちづくりを目指し、居住を誘導します。

市民が身近な生活圏で日常生活が可能となるよう、都市機能の集積を図ります。特に、主要な鉄道駅を中心とした中心拠点および地域拠点は、商業・業務をはじめとしたサービス機能の集積などにより利便性の高い地区を形成し、拠点およびその周辺への居住の誘導を図ります。

また、市民の安全・安心な暮らしを確保するため、自然災害に対し安全な区域へゆるやかに居住を誘導するとともに、高齢化の進行に対し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活できるように、居住の誘導や福祉機能の配置を進めます。

② 商業地の適切な配置を図ります。

中心拠点をはじめとした中心市街地や地域拠点である主要な鉄道駅周辺は、高密度な空間とするため、にぎわいのある商業地の形成を目指します。また、本市の軸を形成する主要な幹線道路の沿道については、沿道複合地として、軸周辺または軸利用者の生活利便施設などを配置します。

③ 交通結節点としての機能を活かした工業地の確保・拡大を目指します。

本市の有する広域への連絡機能となる主要な国道や自動車専用道路などの交通結節点を活かし、臨海部をはじめとした計画中の工業地開発の促進を図るほか、主要な国道などが交差する地域などを中心に、市勢拡大や雇用確保につながる工業地の確保・拡大を計画的に目指します。

④ 住宅地・工業地が混在する市街地は、適正な規制・誘導を図ります。

住宅地と工業地が混在する市街地は、大規模工場をはじめとした工業地の他用途への土地利用転換が図られる地区を中心に、良好な住環境を保全することを目的として住居系用途地域への変更を検討します。

⑤ 市街化調整区域への無秩序な市街地の拡大を抑制します。

優良な農地や保全すべき森林などの自然が残る市街化調整区域への開発は、原則抑制し、無秩序な市街地の拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりを目指します。

開発需要が高く、まとまった規模の開発行為などが見込まれる場合には、開発を許容する地区を事前に明示するなどの取組みを検討し、無秩序な開発を防ぐとともに、開発にあたっては地区計画制度を活用し、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

⑥ 市街化調整区域の既存集落地は、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

市街化調整区域の既存集落地は、周辺の農地や森林などの環境との調和を図りながら、地域に必要となる生活基盤の確保に努め、あわせて土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

(2) 土地利用の方針

① 住宅地

住宅地は、市街化区域および基盤整備が行われた宅地開発区域、将来的に宅地化を図る区域に配置し、以下に示す区域に定めます。

- 市街化区域において、主に住宅の立地を誘導する地区
- 市街化区域において、住宅のほかその他生活利便施設なども許容し、誘導する地区
- 市街化区域において、住居と工業が混在しているが、地域内および周辺の状況から住宅地への純化が望ましい地区
- 市街化調整区域において住宅地として基盤整備が既に行われており、今後も住宅地として維持を図る地区
- 市街化調整区域において都市基盤施設の整備が担保され、近い将来住宅地の形成が見込まれる地区

良好な居住環境を有する住宅地

② 商業・業務地

商業地は、広域的な都市機能の誘導または維持を図る中心拠点のほか、身近な日常生活圏の中核となる地域拠点に配置し、高密度な利用や高度利用を進め、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

商業・業務地としては、以下に示す区域に定めます。

- 諏訪地区、豊川地区および両地区を結ぶ中央通地区からなる中心拠点
- 地域拠点をはじめ、市内の主要な鉄道駅周辺の商業・業務の集積を誘導する地区

中心市街地（諏訪地区）

③ 沿道複合地

沿道複合地としては、(都)豊橋豊川線、(都)中通線、(都)姫街道線などの沿道に商業・業務機能の誘導を図ります。

(都)豊橋豊川線の沿道

④ 工業地

工業地は、工業系用途地域および市街化調整区域の既存工場などに配置し、以下に示す区域に定めます。

・ 市内の内陸および臨海において、一団の工業地を形成しており、今後も工業地の形成を誘導する地区
・ 基盤整備が進行中若しくは計画されており、近い将来工業地の形成が見込まれる地区

臨海企業団地

⑤ 新たな産業集積ゾーン

主要幹線道路インターチェンジ開設が見込まれる地域などは、交通結節点としての機能を活かして、将来、製造業・流通業などの立地を検討する区域として定めます。

⑥ 農用地

市街化調整区域の農地は、農用地として配置し、無秩序な市街化の拡大を抑制し、優良な農業生産基盤の確保、遊水地機能確保のため、その保全に努め、農業を介した住民交流促進を図ります。

優良農地

⑦ 森林

本市の北部に広がる森林を配置し、本市の良好な自然風景となることから、その環境の維持・保全に努めます。

本宮山

⑧ レクリエーション地

レクリエーション地は、県立本宮山自然公園、広域公園の東三河ふるさと公園、運動公園の豊川公園・豊川市スポーツ公園、総合公園の赤塚山公園などの公園に配置します。

これらレクリエーション地については、豊かな自然環境を活用する空間、市民生活に快適性や安全・安心を与える空間、市民の健康増進を図る空間、あるいは豊川市の歴史・文化を感じる空間として、市民利用の促進を図ります。

図　土地利用の方針

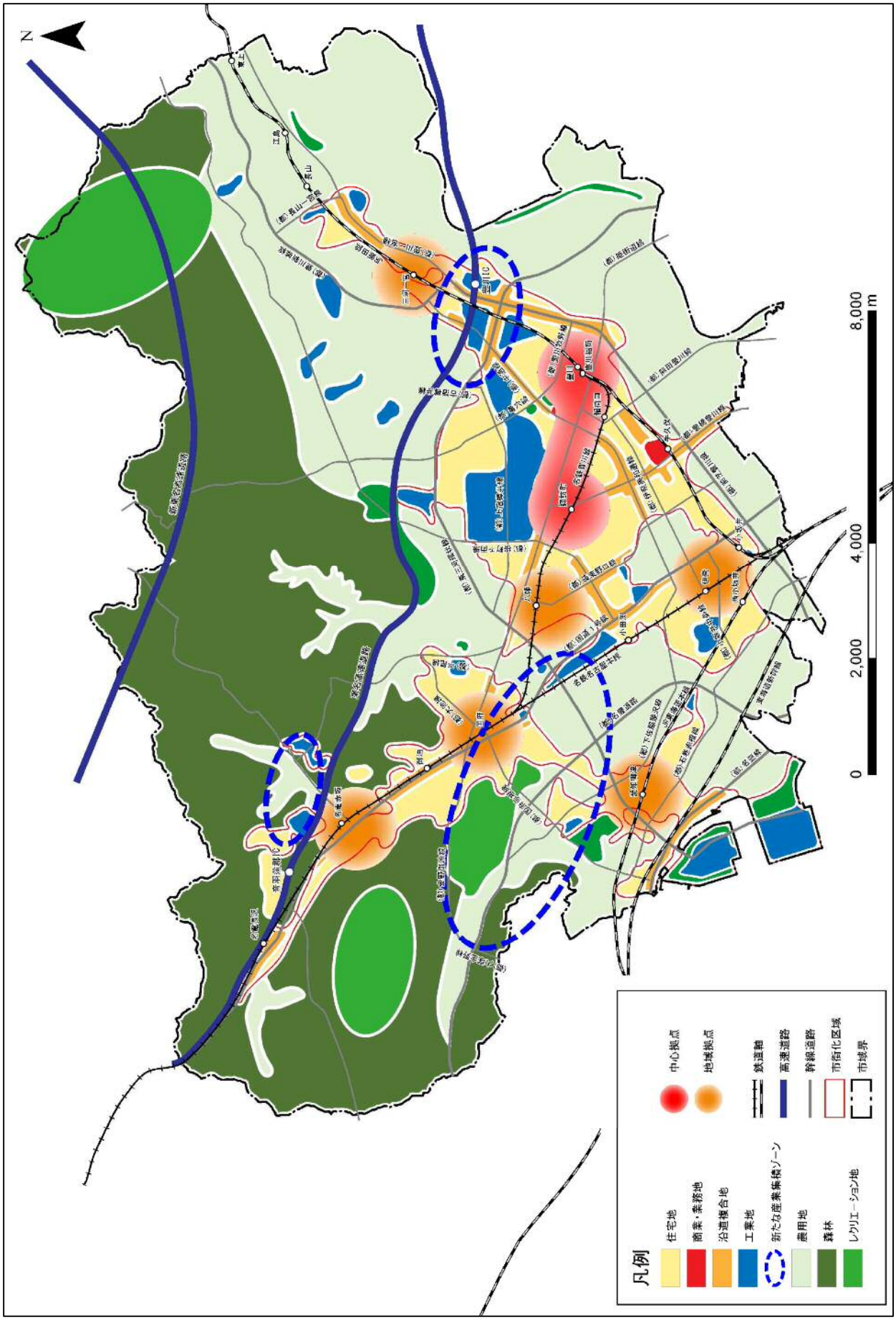
N
0
2,000
4,000
8,000
m
凡例
住宅地
商業・業務地
沿道複合地
工業地
新たな産業集積ゾーン
農用地
森林
レクリエーション地
中心拠点
地域拠点
鉄道軸
高速道路
幹線道路
市街化区域
市域界

2-5-2 都市交通（地域公共交通）の方針

(1) 都市交通(地域公共交通)の基本的な考え方

道路整備の基本的な考え方としては、将来都市構造に示す拠点間の連携強化を目指し、コンパクトで相互に連携したにぎわいのある生活圏の構築の実現化を図るため、主要幹線道路のネットワークをはじめ、都市の骨格を形成し地域間をネットワークする幹線道路の整備を目指します。

また、公共交通の整備の基本的な考え方としては、中心拠点や地域拠点、市民病院をはじめとした主要な公共施設を結ぶ公共交通基盤の整備や充実を図り、市民が安全で快適に生活を営むことのできるまちづくりを目指します。

このような基本的な考え方をふまえ、都市交通の基本方針は、以下に示すとおりです。

① 主要幹線道路ネットワークの強化を促進します。

各種産業（工業・商業・農業）の振興の基盤となり、あわせて観光振興、都市間交流の礎となる主要幹線道路の整備などにより、ネットワークの強化を促進します。

② 地域間を連絡し、骨格となる幹線道路ネットワークの強化を促進します。

市域が拡大したことを受け、地域間を連絡し、都市活動の活発化や市民交流の円滑化に欠かせない幹線道路の整備などにより、ネットワークの強化を促進します。また、自動車専用道路のインターチェンジなど広域への交通結節点につながる道路の整備を促進し、渋滞解消や沿道における環境保全などを図ります。

③ 日常生活空間の交通基盤の整備を推進します。

日常生活空間における生活道路について、必要となる整備を進めていくとともに、高齢社会に対応したバリアフリー面での強化、維持管理面での充実を図り、市民の日常生活が安全で快適に暮らせるまちづくりを目指します。

④ 公共交通ネットワークの強化を促進します。

中心拠点である諏訪地区をはじめとした中心市街地、地域拠点および市民病院などをはじめとした主要な公共施設を結ぶ公共交通基盤の整備・充実により、公共交通によるネットワークの強化を促進し、安全で快適に市民が暮らせるまちづくりを目指します。

⑤ 主要な鉄道駅へのアクセス強化やバリアフリー化を推進します。

地域拠点は、主要な鉄道駅や公共施設が配置されていることから、鉄道駅および地域拠点の都市機能を強化・活用していくため、地域から安全かつ円滑に往来するための道路整備により、アクセス強化を図り、あわせて駅舎および周辺の道路をはじめとした交通施設におけるバリアフリー化を推進します。

⑥ 市民生活にうるおいをもたらす緑のネットワークを構築します。

河川沿いが親水歩行者空間となっている佐奈川および音羽川、中心市街地を通過する主要な幹線道路における緑化を推進し、これらをつなげ緑のネットワークを構築し、市民生活にうるおいをもたらす歩行者空間の整備を推進します。

(2) 道路の整備方針

① 主要幹線道路

（都）名豊道路

主要幹線道路により広域幹線軸を形成します。

・ 主要幹線道路である（都）名豊道路や（都）東三河環状線、（都）豊川新城線、（都）前芝豊川線などの整備を促進します。

② 幹線道路

都市計画区域の骨格を形成する都市計画道路、市の骨格を形成し市街地の幹線的機能を果たす地区幹線道路、その他の主要地方道および東三河臨海線などの幹線道路により地域幹線軸を形成します。

市域拡大などに起因する幹線道路ネットワークのあり方の検討の結果を受け、都市計画変更の手続きに向けて検討します。

(3) 地域公共交通の方針

① 鉄道駅周辺の機能強化

名鉄八幡駅周辺のバリアフリー化

名鉄八幡駅周辺については、医療拠点である市民病院へのアクセスの向上に向け、周辺道路をはじめとした交通施設のバリアフリー化を推進します。

ＪＲ愛知御津駅周辺の都市計画道路の整備を推進します。

その他の主要な鉄道駅について、バリアフリー化を検討します。

② 市内路線バスによるネットワークの形成

コミュニティバス

地域間を連絡し、都市活動の活発化や市民交流の円滑化を図るため、市内バス路線による総合的な公共交通ネットワークの維持・継続に努めます。

市民病院については、利便性の高い市内バス路線の維持を図ります。

図　道路整備の方針図

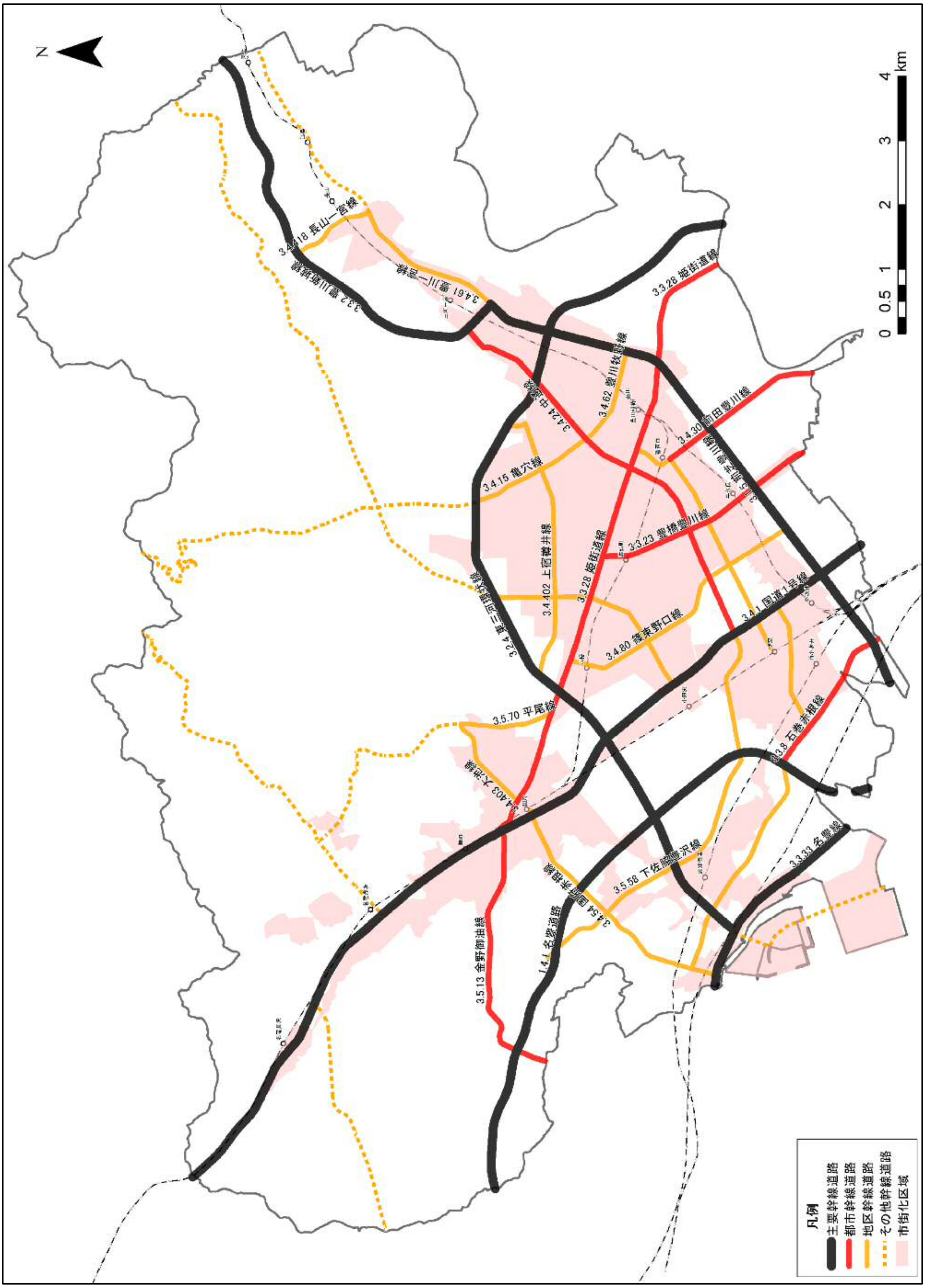
N
0
0.5
1
2
3
4
km
3.4.18 長山一宮線
3.3.2 豊川新城線
3.4.61 豊川一宮線
3.3.28 姫街道線
3.4.62 豊川牧野線
3.4.30 前田豊川線
3.4.15 亀穴線
3.3.23 豊橋豊川線
3.4.1 国道1号線
3.2.4 東三河環状線
3.5.70 平尾線
3.3.8 石巻赤根線
3.3.33 名豊線
3.5.13 金野御油線
1.4.1 名豊道路
凡例
主要幹線道路
都市幹線道路
地区幹線道路
その他幹線道路
市街化区域

図　公共交通ネットワーク　　（資料：豊川市地域公共交通網形成計画）

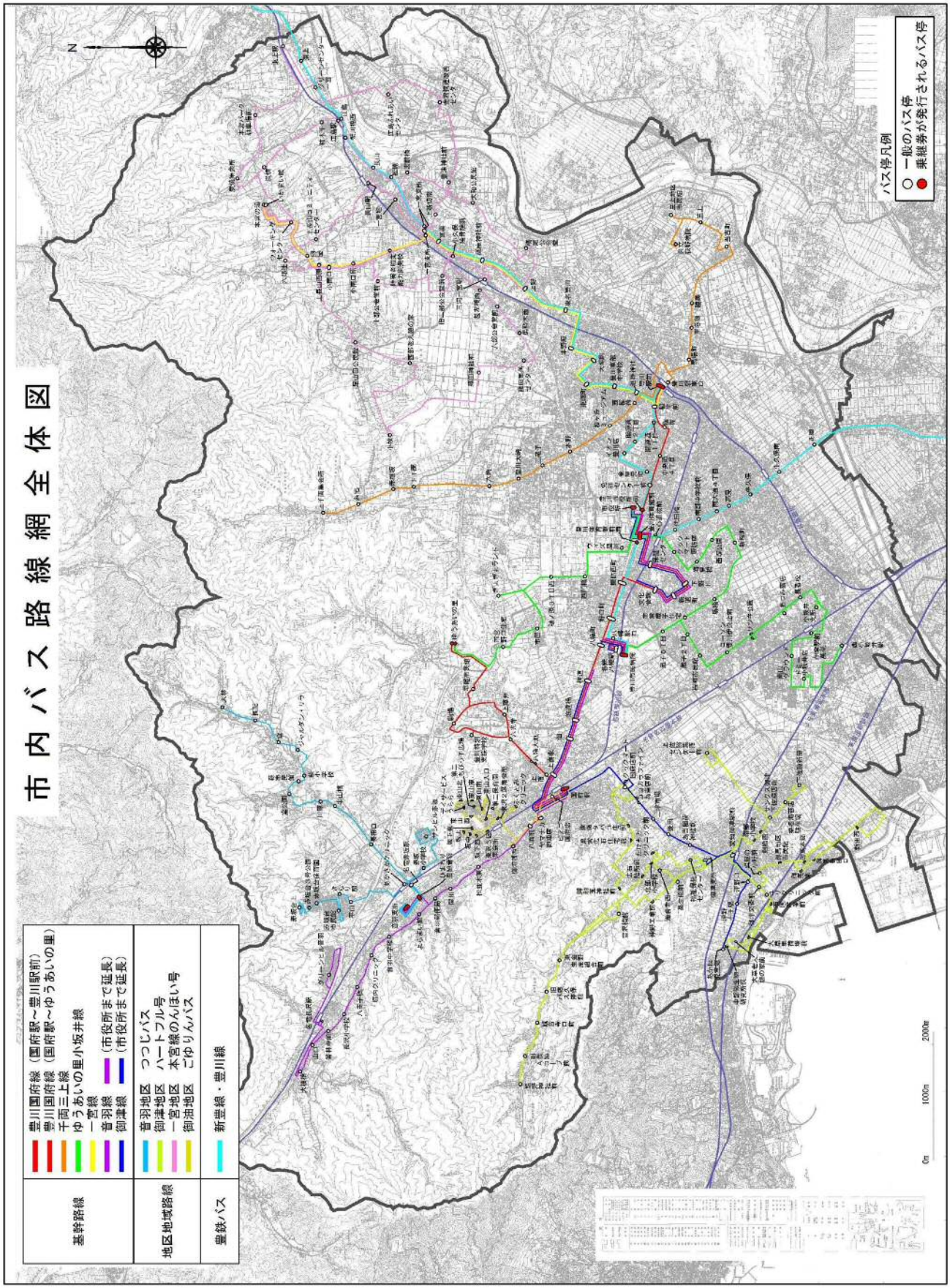

2-5-3 公園・緑地の方針

(1) 公園・緑地の基本的な考え方

本市は、三河山地などの山、豊川などの川、三河湾の海といった自然の緑、佐奈川や音羽川、それらに沿って植えられた桜並木といった市街地の緑、豊川稲荷の境内地や御油のマツ並木といった歴史的な緑など、都市を、さらには地域を代表する豊かな緑を有しています。これらの緑は、昨今の環境問題（地球温暖化の進行、生物多様性の喪失など）に大きく影響するものとして、その重要性や果たす役割が高まってきています。

このような緑が果たす役割などから、先人達の手によって引き継がれてきた本市の豊かな森林や河川、農地、集落周辺の里山などの緑を大切にし、後世に引き継いでいく必要があります。

また、緑の適正な配置（生活圏内における公園や緑地などの偏り、地区の人口密度を考慮した公園の必要量や誘致距離など）とともに、市民の多様なニーズに対応した緑の質の向上などが必要であり、さらに、森林をはじめとした自然の緑や公園・緑地については、地域に根ざした愛着のある緑の空間の育成を目指していくことが必要となります。

このような基本的な考え方をふまえ、公園・緑地の基本方針は、以下に示すとおりです。

① 過去から引き継がれた緑を守ります。

市域北部の森林、豊川・豊川放水路の河川および川辺・三河湾など、市街地を取り囲む豊かな自然の水と緑が、多様な生態系とともに引き継がれています。このような骨格となる緑を適切に保全するほか、農地や里山も適切に保全します。また、豊川稲荷、砥鹿神社、御油のマツ並木などの歴史・文化に根ざした緑を保全します。

② 様々なニーズに応えた緑を創ります。

様々なレクリエーション需要に対応する拠点となる公園・緑地の整備および機能の充実を推進するほか、日常生活に身近で災害時の避難地とした有用な公園・緑地の適切な配置を推進します。また、市街地とその周囲の自然を結ぶ緑をつなぎ、多様な生物の移動経路の確保や本市の一体性を象徴する緑の空間形成を推進します。

③ 将来にわたり良好な環境を伝えていくため、緑づくりに参加する人々を育てます。

市民・行政の協働による緑の維持・保全や育成活動に対して、町内会、ボランティア・市民活動団体などによる参画を促進するための仕組みづくりを推進します。

(2) 公園・緑地の方針

① 広域公園

東三河ふるさと公園の整備を引き続き促進します。

② 総合公園

赤塚山公園を位置づけ、機能の充実を図ります。

赤塚山公園

③ 運動公園

豊川公園、豊川市スポーツ公園を運動公園に位置づけます。豊川公園は、一層の機能の充実を進めるほか、豊川市スポーツ公園は引き続き整備を推進します。

④ 住区基幹公園（街区・近隣・地区公園など）

日常生活において身近な住区基幹公園については、安全に安心して利用できるように適切な維持管理や施設の改修などを行うとともに、人口配置や誘致圏、公園以外の公的な空間（緑地・広場）の有無などから適切な配置を検討します。

⑤ その他の公園・緑地

市街地を貫流し、本市を代表する豊川、佐奈川および音羽川については、水辺・堤の親水空間を維持・拡充します。

佐奈川・帯川については、豊川公園周辺の桜並木や（都）姫街道線などとともに緑のネットワークを構成するよう整備・保全を図ります。

また、豊川海軍工廠跡地の一部について、残存遺構を保存し、その歴史を後世に伝えるため、平和公園（仮称）を整備し、その活用を図ります。

佐奈川の桜と歩行空間

⑥ 歴史性を有する民有林の保全と有効活用

本市の多くの森林などの内、砥鹿神社をはじめとした歴史性を有する民有林については、その保全と有効活用に向けた啓発を図ります。

砥鹿神社

図　緑の将来像（資料：緑の基本計画）

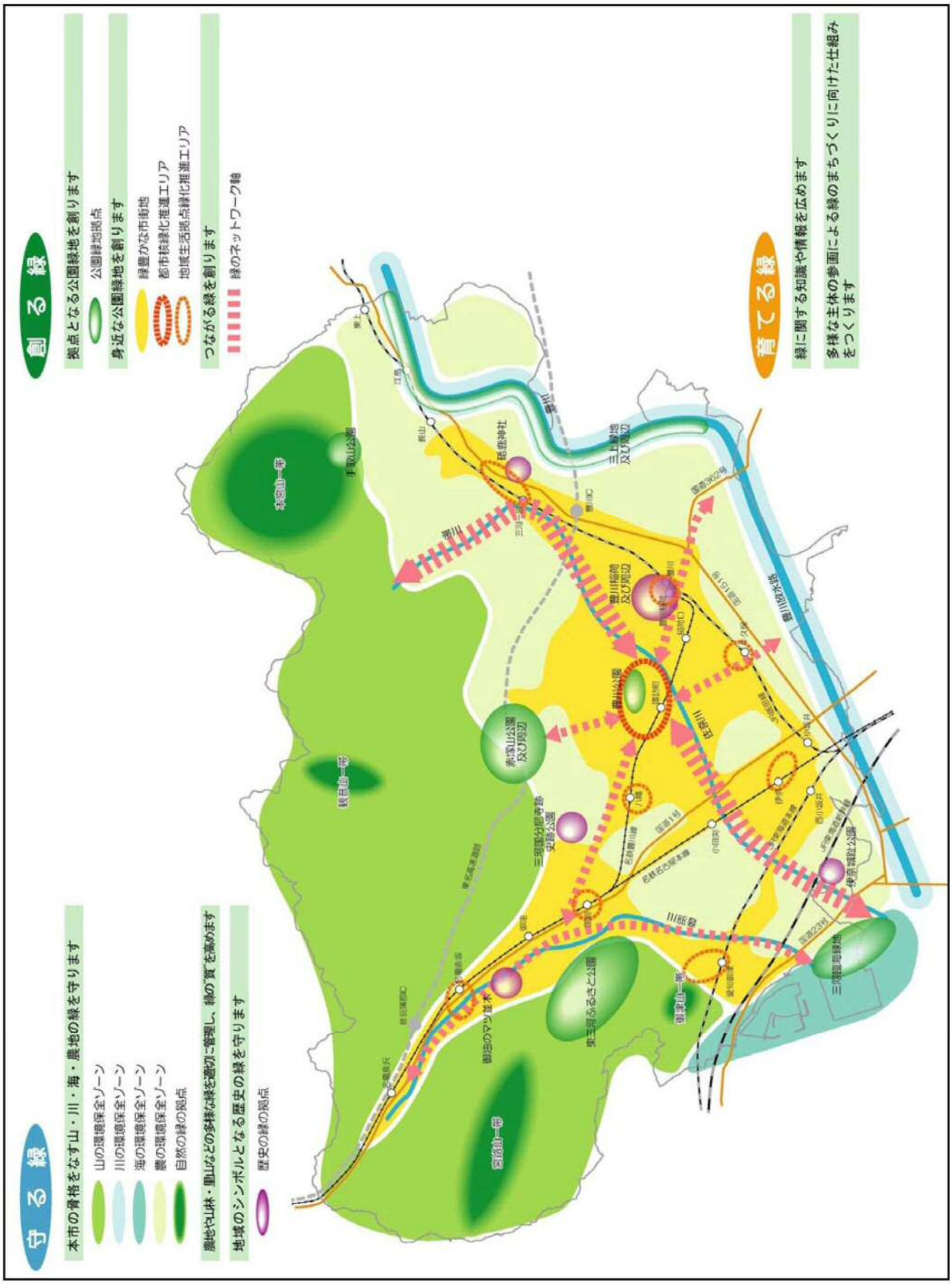

2-5-4 市街地整備の方針

(1) 市街地整備の基本的な考え方

本市の市街化区域内については、土地区画整理事業が約35%にあたる1,242.5haで施行済および施行中となっています。これにより、本市の多くの住宅地は、生活道路や公園などを備えた良好な市街地環境を有しています。一方、都市基盤施設が未整備な地区や地震発生時の危険性が懸念される密集市街地、まとまった低未利用地も市街地内に残されています。

また、本市の中心市街地は、中心拠点として位置づけられており、にぎわいの創出に向けた基盤の整備改善を推進します。

このような基本的な考え方をふまえ、市街地整備の基本方針は、以下に示すとおりです。

① 安全で快適な居住空間の確保を推進します。

世帯数の増加や既成市街地などにおける生活者に、安全で快適な居住空間を提供するため、土地区画整理事業などの整備を推進します。

② 基盤未整備地区や密集市街地、まとまった低未利用地の改善・解消を図ります。

人口や都市機能がコンパクトにまとまった市街地、質の高い居住環境を有する市街地を形成するため、市街地内に残る基盤未整備地区や密集市街地、まとまった低未利用地の改善・解消を図ります。

③ にぎわいの拠点となる中心市街地活性化を推進します。

中心拠点として位置づけられている中心市街地においては、現状の機能の充実などを図り、本市のにぎわいの拠点を形成するため、活性化を推進します。

(2) 市街地整備の方針

① 土地区画整理事業の推進

世帯数の増加や既存生活者の安全で快適な居住空間の確保を図るため、豊川西部土地区画整理事業や豊川駅東土地区画整理事業、一宮大木土地区画整理事業を推進します。このような土地区画整理事業により整備された住宅地を本市の居住拠点と定義し計画的な道路・公園などが整備された居住拠点づくりを進めていくものとします。

豊川西部土地区画整理事業

平成19年度

平成28年度

② 基盤未整備地区や密集市街地、低未利用地の改善・解消

都市基盤施設が未整備な既成市街地では、地域住民との協働による狭あい道路や行止り道路の改善、公園・広場や排水施設の整備などの個別整備により、地域の特性にあった良好な市街地の形成を図ります。特に、避難路や避難場所となる基盤施設が不足する中で老朽建物等が密集し、地震発生時の危険性が懸念される市街地では、地域住民と協働して、建物の機能更新やそれにあわせた基盤施設の整備を進め、安全で安心して暮らせる市街地の形成を図ります。

また、計画的な市街地整備に備え、建ぺい率を30%、容積率を50%に定めた第一種低層住居専用地域をはじめ、市街地内でまとまった低未利用地の残る地区では、土地区画整理事業や民間開発の適切な誘導などにより都市基盤施設の整備を進め、低未利用地の宅地化を促進します。

③ 中心市街地（中心拠点）の活性化

中心市街地は、豊川地区、諏訪地区および両地区を結ぶ中央通地区で構成されており、後背地を含めた地域住民の生活を支えるとともに、本市を代表する観光資源（豊川稲荷）を活かし商業機能を充実させることなどにより、中心市街地にふさわしい都市機能の誘導または維持を図ります。

また、中心市街地においては、交通ネットワークにより連携が強化されることから、市内外からの集客を一層図る区域であるため、駅周辺の環境整備並びに道路整備、休憩所の整備および無電柱化などのおもてなし空間の整備などを通じた都市機能の向上を図るとともに、にぎわい創出による活性化を図り、魅力ある中心市街地の形成に向けた施策展開を推進します。

諏訪まちリアルすごろく（諏訪地区）

ファサード整備（豊川地区）

2-5-5 自然環境・景観の方針

(1) 自然環境・景観の基本的な考え方

本市の自然環境は、北部の本宮山連峰をはじめとした森林に囲まれ、市域の東南に豊川、市街地の中央、西南部に佐奈川、音羽川などが流れ、三河湾に注いでいます。河川に沿った地域は、スポーツ・レクリエーション、散策などに供され、親水空間として多様な機能を発揮しているほか、桜並木など本市を代表する景観を形成しています。

また、本市は東海道、本坂街道など街道筋のまちとして、また豊川稲荷の門前町として古くから栄えてきた歴史を持ち、歴史・文化的な景観資源が各所に残ります。

こうした本市の優れた自然環境・景観を保全・形成していくため、本市では今後、景観計画の策定を検討するものとします。

このような基本的な考え方をふまえ、自然環境･景観の基本方針は、以下に示すとおりです。

① 森・川・海の美しい自然環境と景観資源を保全し、その多様な機能の活用を図ります。

将来都市構造の示す緑の拠点を中心に、自然環境と景観の保全を図ります。また、これらの自然と市民生活とが密接な接点を持ち、うるおいのある快適な生活を実現するために、憩い・レクリエーションなど多様な機能の活用を図ります。

② 歴史・文化的な景観資源を活かした交流の促進を図ります。

多くの歴史や文化的な景観資源の保全を図るとともに、これらの資源を活かし、市内外からの交流人口の拡大に向けた取組みを進めます。

③ 緑が映える、市街地の良好な環境形成・景観を目指します。

市民・行政・事業者がそれぞれの立場で環境について考え、保全していく取組みを進め、自然環境を活かしたまちづくりを進めます。住宅地は、落ち着いた空間を、商業地はにぎわいを演出する空間の創造を目指し、すべての地域において、誰にとっても安全で、快適なまちづくりを目指します。

(2) 自然環境・景観の方針

① 森林の保全・育成

本市の北部地域を中心に広がる森林地域は、森林の持つ機能の保全･育成と、周辺住民の生活環境の安全を確保するため、計画的な林道整備や治山対策などの基盤整備を推進します。

また、宮路山や御津山など、生活に身近な自然である里山については、適切な維持管理による保全を目指すほか、自然とふれあう場の創出につながる、新たな里山・里地の保全・形成を目指します。

御津山

② 河川・臨海部の環境・景観の保全と形成

本市を代表する河川である豊川および豊川放水路については、河川環境の形成と河川および周辺における景観保全・形成を図るほか、河川敷の親水空間としての活用を推進します。

また、本市の市街地を縦貫する佐奈川・帯川および音羽川は、桜並木をはじめとした景観の保全・形成に努め、一層の親水空間としての機能充実を図ります。

三河臨海緑地

三河湾臨海部については、緑の拠点として位置づけられている緑地空間を中心に、良好な環境の保全・形成を推進します。

③ 歴史・文化的な景観資源の保全と活用

市内各所に残る、地域固有の歴史的景観や伝統文化の保全・継承を進めます。

特に、本市が誇る歴史的景観である御油のマツ並木や三河国分寺跡および三河国分尼寺跡史跡公園の適切な保全および活用のための整備、これら歴史・文化的資源の連携強化や周知・ＰＲなどを進めるほか、豊川海軍工廠跡地の一部については、その歴史を後世に伝えるため、残存遺構の保存を図ります。

御油のマツ並木

④ うるおいをもたらす都市空間の形成

市街地において、ヒートアイランド現象などへの対策としても有効な都市緑化を推進し、緑が身近に感じられるうるおいのある都市空間の形成を図ります。

また、中心市街地をはじめとした商業地においては、にぎわいを演出する都市空間創出のための環境・景観の形成を推進するほか、（都）姫街道線、（都）豊橋豊川線、（都）中通線などの主要な幹線道路沿道については、沿道複合地としての土地利用を誘導する地域を中心に、街路樹の整備・保全などの緑化を推進します。

（都）中通線

⑤ 緑と暮らしが調和した、田園風景の形成

本市の優良な農地の適切な保全により、農業基盤の確保とともに、都市生活に不可欠な緑の暮らしが調和した環境・景観の保全・形成を図ります。

2-5-6 都市防災・防犯などの方針

(1) 都市防災・防犯などの基本的な考え方

本市で想定される災害としては、台風や大雨による風水害、地震などの自然災害、大規模火災などがあります。風水害においては、市民の安全な暮らしを確保することを、地震においては、地震による被害の軽減や発生が予想される火災による被害を未然に防ぎ、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

防犯に対しては、犯罪の未然防止として犯罪が起きやすい危険な場所の環境改善を図ります。

また、交通安全対策として見通しの改善などを行い、交通事故の抑止を図ります。

このような基本的な考え方をふまえ、都市防災および防犯などの基本方針は、以下に示すとおりです。

① 風水害に備えた安全で安心できるまちづくりを目指します。

風水害に備え、局所的な豪雨への対策や猛威をふるう台風に備える整備を推進するとともに、市街化調整区域への無秩序な市街化を抑制し、雨水流出の増加を制限し、安全で安心できるまちづくりを目指します。また、災害時の被害を軽減するため、市民に対し防災に関する啓発活動を行います。

② 地震に備えた安全なまちづくりを目指します。

近い将来の発生が予想される南海トラフ地震に備え、震災時などにおける避難への対応や出火時の延焼などの対応、災害時の被害の拡大などが懸念される空家への対応による安全なまちづくりを目指します。また、大規模災害の発生に備え、災害対策本部機能や災害対応体制を強化します。

③ 犯罪や交通事故の未然防止に努めます。

地域と連携した計画的な防犯灯、道路照明灯の設置により、犯罪が起きやすい危険な場所の環境改善を図るとともに、まちを明るくし、交通事故の抑止を図り、市民が安心した生活ができる地域づくりに努めます。

(2) 風水害対策の方針

① 河川改修の促進

本市のうるおいを提供する河川については、計画的な河川改修などにより排水改善を図り、河川周辺地域をはじめとした市民の安全対策を進めるとともに、環境保全に努めます。

河川改修

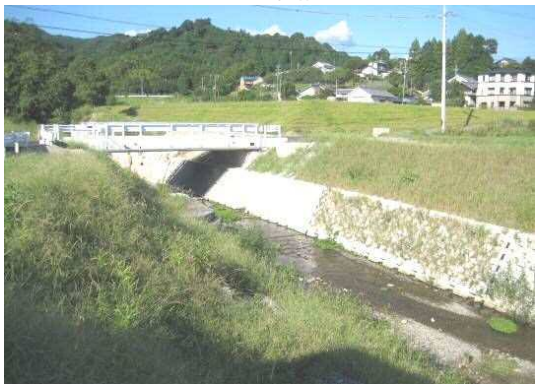

② 臨海部の保全の促進

本市の臨海部においては、津波・高潮対策のための臨海緑地の高台整備や海岸堤防などの改修を促進します。

臨海緑地の高台整備

③ 森林・農地の保全

市域北部を中心とした森林については、降雨を保水する機能を有しており、市街地を取り囲む農地については、一定の雨水に対応する機能を有しています。さらには、風水害対策のみでなく、地球温暖化の基といわれるCO_2を吸収する機能ともなり、森林・農地による防災機能の向上と環境負荷の低減につながることから、保全を図っていくものとします。

④ 雨水排水対策

市街化区域内の過去の被害状況に基づき、局所的な豪雨や台風などによる大雨による浸水被害防止対策として、計画的かつ重点的な雨水排水対策を推進します。

⑤ 啓発活動

防災に関する啓発活動として、ハザードマップを各戸配布し、避難行動などを周知します。

(3) 地震対策の方針

① 建物の不燃化

市街化区域においては、建物の不燃化を促進するため、防火地域および準防火地域の適正な配置を検討するとともに、狭小な幅員の生活道路については、出火時における消火活動の円滑化を図るため、拡幅整備を推進します。

また、老朽木造住宅の割合が高い地域については、建築物耐震改修促進計画に基づき、重点的に建物の耐震診断および耐震化を促進するとともに、市内全域を対象に空家の実態把握や対応策を検討します。

耐震診断

② 避難ネットワークの構築

日常生活では、快適な生活環境の一翼を担う公園や利便性の高い生活圏形成に寄与するコミュニティ施設などについては、災害時において避難地や避難施設となることから適正に配置するとともに、安全に避難地や避難施設へ誘導する道路および歩行空間の体系的整備、緑のネットワークなどの活用により、災害時の避難ネットワークを構築していくものとします。

③ 災害対応の中核となる施設の建設

災害対策本部機能を有し、災害対応を行う関係機関の活動拠点となる豊川市防災センターを建設します。また、豊川市防災センターでは、防災リーダーの養成や自主防災会の活動支援なども行います。

(4) 防犯・交通安全対策の方針

① 防犯灯などの設置

道路・公園などの施設整備や住宅地における人通りの少ない通学路などにおいては、防犯灯や道路照明灯の設置を促進します。

② 安全な地域環境の整備

死角の多い交差点などにおいては、かき又はさくの設置を制限する地区計画制度の活用など

による見通し改善や道路照明灯の設置などによる交通安全施設の充実、市内道路のカラー舗装化、通過交通の速度抑制対策などにより、交通事故を減少させ、安全なまちづくりを促進します。

2-5-7 その他都市施設などの方針

(1) その他都市施設などの基本的な考え方

その他の都市施設としては、下水道や廃棄物処理施設があり、本市における衛生的かつ快適な生活を営むために必要な機能として施設の整備などを推進します。

また、庁舎や学校をはじめとする公共施設は、多くの市民が利用する施設であることから、市民の利用のしやすさや環境への配慮、本市の財政状況など様々な観点から、適正な配置と維持管理を進めます。

このような基本的な考え方をふまえ、その他都市施設などの基本方針は、以下に示すとおりです。

① 快適な日常生活を支える下水道の整備を推進します。

市民が快適な日常生活を営み、河川や三河湾などの水質の向上を図るため、下水道の整備を推進します。

② 廃棄物への対策を推進します。

地球環境を意識した廃棄物への取組みを推進するため、処理施設の適正管理を進めるとともに、市民・事業者・行政が協力して環境に負荷のかからないまちづくりに向け、ごみの減量化などを推進します。

③ 公共施設の適正配置と環境に配慮した整備を検討します。

コンパクトなまちづくりに資する公共施設の適正な施設配置を検討するとともに、新たな公共施設の整備にあたっては、環境負荷の低減に配慮した施設整備を検討します。

また、予防保全の考え方を取り入れた施設管理へ移行することで、施設の長寿命化を図り、財政負担の軽減や平準化を図ります。

(2) その他都市施設などの方針

① 計画的な公共下水道などの整備推進と維持管理

公共下水道については、快適な生活を支える基幹的な基盤施設として、下水道基本計画に基づき、地域の特性に応じた効率的な整備を推進するとともに、下水道施設について適切な管理とストックマネジメント計画に基づいた長寿命化対策により施設延命化を行います。

市民の健康で快適な生活を確保するとともに、都市内の雨水対策に努め、下水道整備を推進します。

公共下水道整備

② 廃棄物処理施設の適正管理

清掃工場や最終処分場など一般廃棄物処理施設の立地場所周辺の環境保全に努めるとともに、ごみ処理量の削減による廃棄物処理施設の運転負荷の軽減、既存施設の延命化を図ります。

豊川市清掃工場

③ 公共施設の適正配置と環境に配慮した整備の検討

公共施設の統廃合や新設にあたっては、移動制約者をはじめ市民誰もが利用しやすい利便性の高い地域への立地を検討します。

また、新たな施設整備にあたっては、地球環境への負荷の低減に配慮し、再生可能エネルギーの導入や外壁・屋上などへの緑化の促進を検討します。

2-5-8 市民協働の方針

(1) 市民協働の基本的な考え方

まちづくりについては、最終的にまちに住み、営みを行う市民・地域生活者が「まちづくりの主役」となります。

このような考え方に基づき、まちづくりを実践していく際には、市民・地域生活者に具体的な事業などについての計画段階などからの積極的な参加を促し、市民協働の実現に向けた積極的な啓発活動を推進します。また、都市計画については、都市計画法を活用した提案制度も制定されているため、積極的な活用に向けた活動を推進します。

さらには、「とよかわ市民協働基本方針」に基づき市民と行政の協働を推進していくため、ボランティア団体やＮＰＯなどの市民活動団体とともに、地域づくりなどを行っていくものとします。

このような基本的な考え方をふまえ、市民協働の基本方針は、以下に示すとおりです。

① 良好な住環境を保全するルールづくりを推進します。

良好な住環境を保全するためには、生活基盤を整備するのみでは十分とは言えないため、地域の生活者によるまちづくりのルールづくりを推進します。

② 市民協働のまちづくりを推進します。

本市に愛着を持ち、協働でまちづくりを推進していくため、また、市街地の防災性を向上させるため、市民協働のまちづくりを推進します。

(2) 市民協働の方針

① まちづくりのルールづくり

市街化区域内の住宅地において、地域の理解・協力を得ながら、良好な住環境を保全するためのルールづくりと、必要な生活整備のあり方について検討します。

② まちづくりへの市民協働

具体的な都市施設の整備や公園・緑地などの整備後の維持管理、前述のまちづくりのルールづくりについては、計画段階からの市民協働を推進し、計画から実現、その後の維持管理にかけて円滑なプロセスを確立していきます。

また、市街地の防災性向上に向け、地域が主体となったまちづくり協議会の立ち上げから設立後の防災まちづくりへの取組みに対して積極的な支援を行います。

③ まちづくりに対する啓発

市民の積極的なまちづくりへの参画を実現するため、出前講座や情報発信などにより、市民がまちづくりを身近なものとして考えられる仕組みづくりを推進します。

模型を使用したまちづくり体験

ワークショップ